

議案第 5 2 号

大町市手数料条例の一部を改正する条例制定について

大町市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出 大町市長 柳 原 健

令和 8 年 9 月 日 議決

大町市条例第        号

大町市手数料条例の一部を改正する条例

大町市手数料条例（昭和 3 5 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表の（１）の 3 の項中「民間事業者」の次に「又は地方公共団体」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。